

令和6年度 日野市立七生中学校いじめ防止基本方針

日野市立七生中学校

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない生徒は、誰もが被害者にも加害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考え方を基に、教職員が日ごろから些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていく。学校は生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを進めていく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを目指す。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～

（1）子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

ア 魅力ある授業の実現

生徒にとってわかる授業、生徒同士が話し合い、学び合う授業などを通して、生徒同士が互いのよさを認め合えるようにする。

イ 豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

生徒が互いの人格を尊重し、思いやりの心をもって他の生徒と関わることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

ウ 生徒と教職員の信頼関係の構築

一人一人の教職員が自分自身の言動に十分留意しつつ、日常から生徒とのコミュニケーションを十分に図るとともに、生徒の言葉を受容的・共感的に聴く姿勢を大切にして、生徒を信頼していることを示す。

（2）教職員の意識向上と組織的対応の徹底

ア 「学校いじめ防止本方針」の共通理解

「基本方針」に示した取組がすべての教職員により例外なく実践されるよう、一人一人の取組状況に関する定期的な点検と啓発を行う。

イ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催

校長、副校長、生活指導主任、教務主任、進路指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者を「学校いじめ対策委員会」の構成メンバーとし、学校におけるいじめ防止対策、いじめ発生時の具体的な対応、改善策を決定する。

ウ 「いじめに関する研修」の実施

全ての教職員がいじめに対し、適切に組織的な対応を行うことを徹底するため、また、生徒の様子から軽微な段階でいじめに気付くことができるようにするなど、対応力向上を図るため、年間3回以上（うち1回はいじめ重大事態についての内容を取扱う）の校内研修を実施する。

(3) いじめを許さない指導の充実

ア 「いじめに関する授業」の実施

全ての生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ、相手の言動に原因があるとしても、いじめを行う方法で対処してはならないことを十分に理解させるため、全ての学級で「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。

イ SOSの出し方に関する教育の推進

全ての生徒を対象として、「不安や悩みを抱えたときに、身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」について、校長講話、生活指導担当講話、学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などの機会を捉えて、折に触れて指導する。

また、「一人一人がかげがえのない大切な存在であること」、「ストレスは誰にでもあること」、「不安や悩みがあるときは、できるだけ早期に身近にいる信頼できる大人に相談すること」、「友達から悩みや不安を伝えられたときは、まず話を傾聴し気持ちを受け止めた上で、一緒に保護者や教職員等に相談するよう促すこと」などについて学ぶ授業を、第1学年で実施する。

(4) 生徒が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

ア 互いに認め合う態度を育む取組

教職員が率先して生徒のよさを発見し、そのよさが集団の中でどのように役立っているかを他の生徒に伝えるなどするとともに、学級活動等を通して、生徒同士がよさを認め合い、信頼を高めることができる取組を工夫して行う。

イ 生徒会活動による取組

生徒会役員等のリーダーシップによる主体的な取組を推進する。

ウ 情報モラル教育の推進

生徒がインターネットを通じて誹謗中傷などのいじめに該当する行為を行わないよう指導するとともに、いじめを含めたトラブルや犯罪を回避できる判断力等を身に付けることができるよう、セーフティ教室を実施する。

2 いじめの早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～

(1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知

ア 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進

校内研修等の機会を通して、全ての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階でいじめに気付くことができるようにする。

「加害の生徒がいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じている場合は「いじめ」に該当するという意識をもって、いじめを確実に認知する。

イ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

一人一人の教職員は、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。また、行為を受けた生徒が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知する。

(2) 生徒の様子から初期段階のいじめを素早く察知

ア 学級担任等による日常的な生徒への声掛けと様子の観察

学級担任によるさりげないコミュニケーションや観察等を通して、生徒の小さな変化に気付くことができるよう、日常から生徒との関わりを深める。

イ 定期的な「生活アンケート」の実施

いじめのみならず、生徒が抱える諸問題の背景等を多面的に把握するため、「気になること、心配なこと、悩みごと」、「最近の体の様子」、「スクールカウンセラーとの面談希望」等に関して、アンケート形式の調査を長期休業日明けに実施する。

(3) 全ての教職員による生徒の状況把握

ア 教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築

教職員は自分が担当する学級・学年等にかかわらず、生徒の様子で気になることを見聞きしたら、どんな小さな事例でも直ちに管理職や学年主任、生活指導主任に報告し、「学校いじめ対策委員会」につなげることを徹底する。

イ 生徒に関する情報の引継ぎ、共有の徹底

教職員が把握した生徒の気になる様子について、いじめの行為の有無にかかわらず、教職員間で円滑に情報を共有するため、電子データに状況を記録し、学校組織全体で対応を検討する。

(4) 生徒からの訴えを確実に受け止める体制の構築

ア 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析

いじめやいじめの疑いのある状況を認知するために、年間3回以上、「いじめ発見のためのアンケート」を実施する。

イ スクールカウンセラーによる全員面接の実施

生徒が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、第1学年の全生徒を対象に、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

3 いじめの早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～

(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定

「学校いじめ対策委員会」は、被害の生徒が感じている心身の苦痛の程度や、加害の生徒が行ったいじめの行為の重大性等に鑑み、状況を多面的に検証しながら協議を行い、対応方針を決定する。

イ 対応経過と改善の進捗状況の確認

「学校いじめ対策委員会」で決定した方針に基づき、学級担任等が、いじめの事

例について対応を行った場合は、その経過や改善状況等について、定期的に被害・加害の生徒の保護者に報告・説明し、理解と協力を得ながらいじめの解消に向けた指導等を行う。

ウ 解消の確認

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした」、「謝罪が済んだ」、「楽しそうに会話する姿が見られるようになった」など、表面的な判断により、いじめが解消したとして対応を終えることなく、被害の生徒の様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続する。

(2) いじめを重篤化させないようにするための対応

ア 被害の生徒の安全確保と不安解消

いじめを受けている生徒が、学校が対応を始めたことにより、その後は被害を受けずに済むようにする。特に暴力を伴ういじめを受けていた場合は、授業中や休み時間に、複数の教職員により観察を行うなど、確実に安全を確保する。

また、いじめを受けたことによる心理的ストレスや不安を解消するため、必要に応じてスクールカウンセラーとの面談により心のケアを行う。

イ 加害の生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察

暴力を伴ういじめや重大性の高いいじめについては、加害の生徒に対して、いじめをやめさせ再発を防止するため、「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、組織的・継続的な指導を行う。

また、加害の生徒の保護者と連携して、家庭での指導を依頼する。保護者が自分の子供の指導に悩んだり、指導することが困難になったりしている場合などには、保護者に対してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が、心理的な面や福祉的な面からの支援を行う。

ウ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応

暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事例については、所轄警察署や児童相談所等と適切に連携し、加害の生徒に対して毅然とした態度で指導を行う。

特に、学校で指導を行っているにもかかわらず、加害の生徒の反省が見られない場合など、被害の児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると考えられる事例については、所轄警察署に通報し、援助を要請する。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、誹謗中傷された生徒がその事実に気付いているか否かにかかわらず、書き込みを行った生徒に対して直ちに指導を行い、通信の手段に応じて、その内容の拡散防止と削除の徹底を図る。

特にSNSを通じて行われているいじめに該当する行為が明らかになった場合は、グループの生徒全員に対して不適切な通信内容について指導するとともに、被害の生徒の精神的苦痛を理解させ、どのように関係を修復するかなどを話し合わせたり、助言したりする。